

巨理町国土利用計画

巨理町総合発展計画

- 基本構想 (自.平成18年度 ~ 至.平成27年度 10カ年)
- 基本計画 前期 (自.平成18年度 ~ 至.平成22年度 5カ年)  
後期 (自.平成23年度 ~ 至.平成27年度 5カ年)
- 実施計画 (3年度ごとのローリングにより策定)

巨理町震災復興計画

(平成23年度～平成32年度)

(関連計画等)

巨理町地域防災計画(消防計画・水防計画)

(昭和38年度～ ※最終改定平成25年度)

・巨理町人材育成計画

巨理町国民保護計画

(平成18年度～)

・巨理町定員適正化計画

巨理町都市計画マスタープラン

(平成20年度～平成27年度)

・巨理町特定事業主行動計画

巨理農業振興地域整備計画

(平成20年度～)

・巨理町公共ゾーン整備事業基本構想

巨理町森林整備計画

(平成18年度～平成27年度)

・第四次巨理町行政改革大綱

巨理町上水道計画(第四次拡張)

(平成7年度～平成32年度)

・第五次巨理名取地区広域行政計画

巨理町公共下水道事業全体計画

(平成21年度～平成32年度)

・第五次仙台都市圏広域行政計画

巨理町次世代育成支援行動計画(後期計画)

(平成22年度～平成26年度)

・巨理町行政情報化計画

第5期巨理町老人保健福祉計画・介護保険事業計画

(平成24年度～平成26年度)

・巨理町協働のまちづくり計画

巨理町障害者計画・巨理町障害福祉計画

(平成20年度～平成26年度)

・巨理町環境基本計画

第2次健康わたり21

(平成25年度～平成34年度)

・巨理町男女共同参画基本計画

## 総合発展計画とは

これまで総合計画については、地方自治法第2条第4項において、市町村に対し、総合計画の基本部分である「基本構想」について議会の議決を経て定めることが義務付けされていたが、国の地域主権改革の下、平成23年5月2日に「地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは町の独自の判断に委ねられることとなりました。

亙理町議会基本条例では、総合発展計画基本構想及び基本計画につきまして、議会が重要な計画等の決定に参画する観点と、町長の政策執行上の必要性を比較考量し、その決定にあたっては、議会の議決責任の役割を町長等と公平に分担するという観点に立ち、議会の議決事件としております。

亙理町の総合発展計画は、基本構想・基本計画・実施計画で構成し、行政運営を進めるうえで基本となる総合的な計画であり、まちづくりに関する施策は全てこの総合発展計画に基づき行われます。

## 計画策定趣旨と経過

第4次亙理町総合発展計画(平成18年3月策定)は、「**思いやりの心で力を合わせ 安全で安心できる豊かなまち 亙理**」を将来像とした亙理町の町政運営の根幹となるまちづくりの目標を示す計画で、平成27年度を目標年次に、将来像を実現するための施策の方向性を

1. 町民と築く「地域協働のまちづくり」
  2. 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」
  3. 安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」
  4. こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」
  5. 活力ある「産業拠点のまちづくり」
- の5つの施策を掲げています。

また、施策に掲げた施策や事業を効果的に実施・展開するために、「6. 計画推進のために」として、行政運営の改革の推進、財政運営の効率化等を設定しています。

第4次亙理町総合発展計画は、本町の町政運営の基本方針を示した基本構想と、平成22年度までを計画期間とした前期基本計画及び平成27年度までを計画期間とした後期基本計画で構成していますが、計画終了期間が近づいており、現在の亙理町をとりまく社会経済情勢等も踏まえ、第4次総合発展計画を精査しより重点的に、かつ実効性のある新たな第5次総合計画を策定する必要があります。

審議会においては、第5次総合発展計画策定にあたり、平成23年3月11日に発生した東日本大震災を踏まえ、現状の課題等を検証し意見を述べるとともに、施策の方向性を提起していただき、平成37年度までを見据えた持続可能な亘理町のまちづくりの施策の方向性を、約1年間をかけて町長に答申することになります。

## 「第4次巨理町総合発展計画」の構成と期間

### 基本構想（平成18年度～平成27年度）

- まちづくりの将来像を定め、これを実現するための基本的な考え方と基本施策の方向を示したもの -

○ 新しいまちづくりの重点方向

○ 巨理町の将来像

思いやりの心で力を合わせ  
安全で安心できる豊かなまち 巨理

○ 5つの基本施策

- ① 町民と築く「地域協働のまちづくり」
- ② 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」
- ③ 安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」
- ④ こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」
- ⑤ 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

○ 新しいまちづくりの基本指標

○ 土地利用の基本方向

### 基本計画 - 基本構想を実現するための基本となるもの -

前 期

（平成18年度  
～平成22年度）

後 期

（平成23年度  
～平成27年度）

### 実施計画 - 基本計画に従い具体的な施策・事業を定めたもの -

○ 3カ年のローリング方式で、行政が毎年策定します。

# 第4次巨理町総合発展計画後期基本計画 概要版

## 計画の性格と役割

この計画は、「町民のための町民による計画づくり」をモットーに、私たちのまち巨理町の望ましい発展方向を示します。策定に当たっては、住民各層の多様な意向をもとに現状の見極めと将来の展望に立って検討するとともに、国や県等の計画も踏まえつつ、まちづくりにおける町民の共通目標や町政の基本的な方策を明らかにします。

## 巨理町の 将来像

～思いやりの心で力を合わせ 安全で安心できる 豊かなまち 巨理～

- 「思いやりの心」を巨理町まちづくりの基本とします。
- 町民と行政が力を合わせて新しいパートナーシップ体制を確立し、町民みんなの協働で自律・自立のまちづくりを目指します。
- 地域ぐるみの防犯・防災体制の確立等による安全なまちづくりや、少子高齢化に対応する保健福祉の安心なまちづくりを重点的に推進し、生涯を託せる安全安心のまちの確立を目指します。
- 広域仙台都市圏南部の交通要衝に位置する地域特性を生かし、心豊かな教育・文化と交流のまち、活力あふれる産業拠点のまちづくりを進めます。

## 計画の構成等

### ■構成

- ①基本構想
- ②基本計画
- ③実施計画

### ■計画期間

平成23年度～平成27年度

## 5つの基本施策

町民と築く「地域協働のまちづくり」

安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」

こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」

活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

### 1 町民と築く「地域協働のまちづくり」

- (1) まちづくり基本条例の活用
- (2) 地域協働のまちづくり体制の確立
- (3) 地域活動・コミュニティ活動の充実
- (4) ボランティア活動・NPO活動の充実
- (5) 人権尊重・男女共同参画社会の推進

### 2 安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」

- (1) 防災対策、消防・救急対策の充実
- (2) 交通安全・防犯・消費者対策の充実
- (3) 環境保全、景観形成、公園・緑地の整備
- (4) 上・下水道の整備
- (5) 公衆衛生とリサイクル対策の充実
- (6) 調和のとれた土地利用の推進
- (7) 市街地・公共ゾーンの整備
- (8) 道路・交通網の整備
- (9) 情報・通信基盤の整備
- (10) 住宅対策の充実

### 3 安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」

- (1) 地域福祉の推進
- (2) 保健・医療活動の充実
- (3) 児童福祉・子育て支援対策の充実
- (4) 高齢者福祉の充実
- (5) 障害者福祉の充実
- (6) 社会保障等の充実

### 4 こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」

- (1) 生涯学習体制の充実と活動の推進
- (2) 学校教育の充実
- (3) 芸術文化活動の充実
- (4) 生涯スポーツの振興
- (5) 文化財の保護・伝承及び活用
- (6) 国際交流・地域間交流活動の推進

### 5 活力あふれる「産業拠点のまちづくり」

- (1) 農林水産業の振興
- (2) 工業の振興
- (3) 商業の振興
- (4) 観光の振興
- (5) 雇用対策と勤労者福祉の充実

### 6 計画推進のために

- (1) 行政運営の改革の推進
- (2) 財政運営の効率化
- (3) 広域行政の推進